

諮問第 3 号

「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書」に基づく回答につき意見を求めることについて

「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書」に基づく回答を、別紙のとおりとしたいので、議会の意見を求める。

令和 4 年 3 月 2 8 日提出

雲南市長 石 飛 厚 志

「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書」に基づく手続きについて（回答）

中国電力株式会社から島根県に対し、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に基づき事前了解願いのあった、島根原子力発電所2号機の再稼働については、雲南市環境基本条例に示す「再生可能エネルギーの普及を図ることで、将来的に、原子力に頼らない社会の実現を目指す」とする理念と方針は堅持しつつ、安全の確保を大前提に、当面の間のエネルギーの安定供給、経済性、環境適合性を考慮し、さらに立地自治体の判断も尊重し、やむを得ないと考えます。

なお、この回答にあたっては、雲南市民の安全と安心を守る立場から、下記の意見を付し、島根県においてそれぞれに求めていただくよう要請します。

記

1. 中国電力株式会社に求める事項

- (1) 電力の需給バランス及び電源構成において、火力発電の今後の見通しを示すとともに、再生可能エネルギーの技術開発・導入の促進や新エネルギーの開発など、環境への適合を図り、より安全で安定かつ安価な電源確保に努め、できる限り早期に転換が図られるよう取り組むこと。
- (2) 原子力規制委員会の設計及び工事計画認可申請や保安規定変更認可申請の審査の状況については、引き続き丁寧な情報提供を行うこと。
- (3) 今後、安全確保に関する新しい知見等が明らかとなった場合には、対策の迅速かつ適切な検討・反映、必要な設備整備等を行うなど、引き続き安全確保に万全を期すこと。
- (4) 安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育・訓練といった人的な対応による安全文化の醸成に関しても、不断の充実・強化を図るよう適切な取組みを行うこと。
- (5) 使用済燃料の安全かつ的確な保管・処理及び処分について、関係自治体等の理解を得ながら、事業者は責任をもって、国と連携し取組みを加速させること。
- (6) 緊急時に住民の安全確保に大きな責務を有する周辺自治体としての意見等がしっかりと反映されるよう、事前了解権を含む安全協定を締結すること。

2. 国に求める事項

- (1) 徹底した省エネの推進、再生可能エネルギーの技術開発・導入の促進や新エネルギーの開発などにより、可能な限り原子力発電への依存度を低減させながら、環境への適合を図り、より安全で安定かつ安価な電気の供給を実現し、適切な電源構成を目指すとともに、できる限り早期に転換が図られるよう取り組むこと。
- (2) エネルギー政策及び原子力政策の状況について、今後も市民に分かりやすく丁寧に説明を行うこと。
- (3) 島根原子力発電所2号機の設計及び工事計画認可申請や保安規定変更認可申請の審査などに当たって、市民の安心・安全を確保する観点から、厳格な審査を行うこと。
- (4) 審査においては、常に最新の知見を規制基準に反映し、将来にわたって、不断の安全性向上に取り組むこと。
- (5) 立地・周辺自治体が行う原子力災害対策に関わる施設設備の整備、訓練等防災関係者の技量向上や住民への周知等の取組みに対し、十分な財政的・技術的な支援を行うこと。
- (6) 原子力災害対応については、国が主導的な役割を担い、特に複合災害など不測の事態において、実動機関の全面的な支援が円滑に受けられるよう、関係機関の連携を強化するとともに、原子力災害対策の実効性向上に継続的に取り組むこと。
- (7) 使用済燃料の安全かつ的確な保管・処理及び処分が確実に行われるよう、事業者と連携し、国の責任で取組みを加速させること。
なお、中間貯蔵能力の拡大や高レベル放射性廃棄物の最終処分地選定、六ヶ所再処理工場の稼働などの核燃料サイクル政策への対応等について、今後も丁寧に説明を行うこと。
- (8) 原子炉設置変更許可など重要な変更等が行われる場合に、周辺自治体の意見等を反映する新たな制度を構築すること。

提 案 理 由

島根原子力発電所2号機の再稼働に対しては、これまでの国、県、中国電力からの説明や住民説明会等での意見、雲南市原子力発電所環境安全対策協議会、雲南市原子力安全顧問会議を通じての様々な意見等を踏まえ総合的に検討し、雲南市環境基本条例に示す「再生可能エネルギーの普及を図ることで、将来的に、原子力に頼らない社会の実現を目指す」とする理念と方針は堅持しつつ、安全の確保を大前提に、以下の考え方により、再稼働については現状においてはやむを得ないと判断する。

1. 判断にあたっての考え方

(1) 原子力発電の必要性

① エネルギーの現状

ア 電気は、国民生活、産業活動を支える最も重要なエネルギーであるが、わが国は資源に乏しく、エネルギー供給上の脆弱性を抱えており、雲南市にとっても、住民生活及び地域産業の安定・向上を図っていくためには、安定かつ安価な電気の供給は重要であると考えます。

イ また、化石燃料に由来する二酸化炭素の排出による地球温暖化は、気候変動を招き自然災害が頻発する要因となっており、世界が直面する喫緊の課題となっている。その解決策の一つである再生可能エネルギーは、現状では気象条件やその他様々な課題があるとされ、安定した電力供給の実現には、まだ相当の時間を要する見込みである。

ウ そのような中、目下のエネルギー需要を安定的に支え得る単独のエネルギー源は存在しないことから、安全の確保を大前提として、できるだけ多くの種類のエネルギー資源を確保しつつ、安定供給、経済性、環境適合性などの特性を適切に組み合わせた、バランスの取れた電源構成による電力供給がなされることが必要である。

② 原子力発電の考え方

このような状況を踏まえると、再生可能エネルギーが必要な電力を安定供給できるようになるまでの当面の間、わが国においては安全の確保を大前提に原子力発電に頼らざるを得ないものと考え、島根原子力発電所2号機を再稼働し、火力発電への依存度を低くしていくとする国及び中国電力の考えは、一つの合理的な考え方と理解する。

(2) 原子力発電の安全性の確保

① 島根原子力発電所2号機の原子炉設置変更許可にあたっては、福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、重大事故の防止や重大事故が発生した場合の対策等が大幅に強化された新規規制基準に基づき、原子力規制委員会の慎重な審査（184回の審査会合）が行われてきた。

- ② この新規制基準については、本市の原子力安全顧問から以下のように、安全性は大幅に向上したとの意見もいただいております、これに適合したことで島根原子力発電所2号機の安全性は大幅に向上したと考える。

ア 島根原子力発電所に大きな影響を及ぼすと考えられる地震や津波などを厳格に想定し、仮にそれらの自然災害等が起こったとしても、福島第一原子力発電所で発生したような重大事故発生のリスクは従来より大幅に低くなるよう対策がとられるなど、重大事故の発生防止対策は大幅に強化されていると考えられる。

イ 上述の重大事故の発生防止対策の実施にも関わらず、仮に何らかの要因により重大事故に至った場合であっても、放射性物質を閉じ込めるための対策や事故対応体制の強化などにより、周辺地域への放射性物質の影響を極力抑えるための対策が従前より大幅に強化されていると考えられる。

- ③ さらに、新規制基準は、常に最新の知見を反映し事業者へ対応を求める制度となっており、将来にわたって不断の安全性向上に取り組まれるものと理解している。
- ④ 最新の知見を反映し見直される新規制基準、中国電力の安全文化の醸成等の努力、国等の適切な監視、監督が行われることなどを前提として、事故発生のリスクはゼロとは言えないが、今後も継続的に安全性を追求していくことにより、そのリスクをさらに低減させていくことができると考える。

(3) 原子力防災対策の継続的な充実

- ① これまでも、雲南市においては、国が定めた原子力災害対策指針等に基づき、島根原子力発電所から概ね 30km 圏内の原子力災害対策重点区域を指定し、国や県など関係機関と連携しながら地域防災計画（原子力災害対策編）、広域避難計画を策定し、毎年の原子力防災訓練等を行ってきた。
- ② また、この度、国と2県6市が連携して「島根地域の緊急時対応」を取りまとめ、国の役割、支援体制を明確にし、他の自然災害との複合災害が発生した場合も含めて、防災関係機関が緊密に連携できる協力体制等がとられることが確認されているなど、一定程度の水準は確保出来ていると認識し、有効に対応できると考える。
- ③ 今後の防災対策の充実について、国からは「島根地域の緊急時対応」は策定して終わりではなく、訓練などを通じて、継続的に検証、改善を行うことが重要であり、引き続き、避難計画の具体化・充実化への必要な支援を行うとされている。
- また、島根県からは避難対策において、実践的な広域避難訓練につい

て避難先自治体との理解促進、連携強化に引き続き取り組むことや住民向けパンフレットを連携して作成することなどが示されている。

さらに、中国電力からは「島根地域の緊急時対応」に基づく避難退域時検査への動員、ストレッチャー車両の確保、備蓄物資の供給などについて、事業者として最大限対応するとともに、要員へ教育・研修を行ったうえで、練度の向上、関係機関との連携強化を図っていくとされている。

- ④ 原子力防災対策は、原子力発電所の稼働の有無に関わりなく必要であり、また、防災対策に完璧や終わりはないため、雲南市は国や県など関係機関と連携し、今後、新しい知見の反映や訓練の実施などを通じて、継続的に検証し、防災対策についての住民理解を図っていくなど、不断の改善を図っていく。

2. 今後求めていく事項

これまで、島根県に対しては「島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議」において意見等を申し述べるとともに、島根県を通じて国及び中国電力に対し要望を行い、回答を得てきたところである。

この度、島根県と締結する「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書」に基づく回答に際し、雲南市民の安全と安心を守る立場から、改めて以下の意見を付し、それが適切に反映されるよう島根県を通じて要請するものである。

(1) 中国電力株式会社に求める事項

- ① 電力の需給バランス及び電源構成において、火力発電の今後の見通しを示すとともに、再生可能エネルギーの技術開発・導入の促進や新エネルギーの開発など、環境への適合を図り、より安全で安定かつ安価な電源確保に努め、できる限り早期に転換が図られるよう取り組むこと。
- ② 原子力規制委員会の設計及び工事計画認可申請や保安規定変更認可申請の審査の状況については、引き続き丁寧な情報提供を行うこと。
- ③ 今後、安全確保に関する新しい知見等が明らかとなった場合には、対策の迅速かつ適切な検討・反映、必要な設備整備等を行うなど、引き続き安全確保に万全を期すこと。
- ④ 安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育・訓練といった人的な対応による安全文化の醸成に関しても、不断の充実・強化を図るよう適切な取組みを行うこと。
- ⑤ 使用済燃料の安全かつ的確な保管・処理及び処分について、関係自治体等の理解を得ながら、事業者は責任をもって、国と連携し取組みを加速させること。
- ⑥ 緊急時に住民の安全確保に大きな責務を有する周辺自治体としての意見等がしっかりと反映されるよう、事前了解権を含む安全協定を締結すること。

(2) 国に求める事項

- ① 徹底した省エネの推進、再生可能エネルギーの技術開発・導入の促進や新エネルギーの開発などにより、可能な限り原子力発電への依存度を低減させながら、環境への適合を図り、より安全で安定かつ安価な電気の供給を実現し、適切な電源構成を目指すとともに、できる限り早期に転換が図られるよう取り組むこと。
- ② エネルギー政策及び原子力政策の状況について、今後も市民に分かりやすく丁寧に説明を行うこと。
- ③ 島根原子力発電所2号機の設計及び工事計画認可申請や保安規定変更認可申請の審査などに当たって、市民の安心・安全を確保する観点から、厳格な審査を行うこと。
- ④ 審査においては、常に最新の知見を規制基準に反映し、将来にわたって、不断の安全性向上に取り組むこと。
- ⑤ 立地・周辺自治体が行う原子力災害対策に関わる施設設備の整備、訓練等防災関係者の技量向上や住民への周知等の取組みに対し、十分な財政的・技術的な支援を行うこと。
- ⑥ 原子力災害対応については、国が主導的な役割を担い、特に複合災害など不測の事態において、実働機関の全面的な支援が円滑に受けられるよう、関係機関の連携を強化するとともに、原子力災害対策の実効性向上に継続的に取り組むこと。
- ⑦ 使用済燃料の安全かつ的確な保管・処理及び処分が確実に行われるよう、事業者と連携し、国の責任で取組みを加速させること。
なお、中間貯蔵能力の拡大や高レベル放射性廃棄物の最終処分地選定、六ヶ所再処理工場の稼働などの核燃料サイクル政策への対応等について、今後も丁寧に説明を行うこと。
- ⑧ 原子炉設置変更許可など重要な変更等が行われる場合に、周辺自治体の意見等を反映する新たな制度を構築すること。